

こんにちは 地域包括支援センターです

今回は成年後見制度について情報をお届けします。

認知症などで判断能力が低下してしまったとき、本人では、お金の管理や財産の管理をすることが難しくなり、振り込め詐欺の被害にあったり、高額な商品を買ってしまったりする可能性があります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に代わって、財産の管理、介護サービスの利用や施設入所などの契約を行う制度です。

「こんなときに利用できます」

- ・一人暮らしで認知症の症状が出始めた親が訪問販売業者に狙われてしまうのが心配
- ・一人暮らしで認知症になったときや入院や介護が必要になったときのこと

制度の主な内容

援助者が判断能力が不十分な人に代わって契約を行ったり、本人のみで行った不利益な契約を取り消すなど、本人を保護し援助します。

▼財産の管理に関する事務

現金・預貯金通帳・証券などの管理、不動産の管理・処分

▼生活や医療に関する事務

介護・福祉サービスの利

制度の種類

用契約、医療（入退院）契約、福祉施設への費用の支払いなど日常生活にかかわる契約

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

▼法定後見制度

既に本人の判断能力が不十分な状況にある場合に利用することができます。

家庭裁判所によって、成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が援助者として選ばれます。

判断能力

高
↑
↓
低

補助…普通に生活はできるが難しい法律行為については他人の援助が必要と思われる人
保佐…法律行為をするには判断能力が不十分と思われる人
後見…法律行為をするには判断能力がないと思われる人

※本人の判断能力に応じて、上表の制度が利用できます。

▼任意後見制度

今は判断能力があるけれど、将来判断能力が低下したときのことを考えて、あらかじめ援助者を選んでおきたい場合には任意後見制度を利用することができます。

「誰に」、「どのような支援

をしてもらうか」をあらかじめ契約によって決めておき、判断能力が不十分になったときから援助を受けることができます。

利用の方法

▼法定後見制度

戸籍謄本や医師の診断書などの必要書類をそろえて本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てをします。調査や必要に応じて医師による鑑定を行った後、成年後見人などが選任されます。※15万円程度の費用（申立て手数料や鑑定料など）がかかります。

※申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

※住所地が市内の場合は、さいたま家庭裁判所久喜出張所（☎(21)0157）へ。

▼任意後見制度

判断能力のあるうちに援助者（任意後見受任者）を選び、公正役場で公正証書を作り契約を行います。

判断能力が不十分になったときに援助者などが家庭裁判所に申立てをすること

で、家庭裁判所から任意後見監督人が選任されます。これにより、援助者は任意後見監督人の監督のもと、事前に契約した内容に従って任意後見人としての事務を行います。

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族の総合的な相談や支援を行うための専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置しております。お気軽にお声かけください。

相談・問合せ

○幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内）☎(42)8438・FAX(40)3008

○幸手西地域包括支援センター（西公民館内）☎(40)3443・FAX(44)0870

(5)

祝 成人式

「ありがとう～20年の感謝をこめて～」をテーマに、1月8日(日)にアスカル幸手で成人式が行われました。市内529人が新成人となり、未来に羽ばたいていく、みなさんの門出を祝いました。



会場では、振袖やスーツ姿の新成人が晴れやかな表情で、旧友との再会を喜んでいました。また、ご家族の姿も見受けられ、大切に育ててこられたお子さんの晴れ姿を誇らしげに見守っていました。



式典では、^{ふくだ だいち}福田大力実行委員長から「これまで育て支えてくれたすべての人に感謝し輝かしい未来を信じ進んでいきたい」と新成人としての抱負が読み上げられ、幸手市のマスコット「さっちゃん」がお祝いにかけつけました。



市内中学校を卒業した実行委員13名によるアトラクションでは、恩師からのビデオレターや抽選会、中学校対抗クイズなど工夫を凝らした催しが行われました。ステージと会場が一体となり、にぎやかにアトラクションが進められました。



▲実行委員のみなさん

問合せ 生涯学習課 ☎(43)1111 内線643